

『記室備要』に見られる月儀

——書儀としての性質と製作の過程に着目して*

Jishibei yao (Essential Documents for Record Keeper)
and Monthly Correspondence

山本孝子

はじめに

敦煌發見の書儀については、周一良・趙和平兩氏の提唱された「朋友書儀」「吉凶（綜合）書儀」「表狀箋啓書儀」の三種の分類に基づいて論じられることが多い¹。但し、前二者が書儀寫本原題に見られる呼稱であるのに對し²、「表狀箋啓書儀」については「書儀」を冠する文獻は存在せず、表・狀・箋・啓などの公的な文例を集めてまとめたものの總稱として用いられている³。體系的にまとめられた吉凶書儀と比べると、雑多な文例の寄せ集めといった印象を與え、各書儀の内容や構成、文例の排列順序に共通性・規則性を見出すことは難しい。また、山田氏は日本における受容の觀點、往來物などとの關係から、書儀を「月儀帖に屬するもの」と、「書札禮に屬するもの」の二種に分類した上で、「現在の知見では兩者を混合したり、竝記したものはみられない」と述べる⁴。確かに、現存する吉凶書儀に十二ヶ月の手紙を竝べたものは見られない⁵。一方で、表狀箋啓書儀の中には、月儀の流

*本稿は日本學術振興會科學研究費基盤研究（C）「『參天台五臺山記』を援用した漢文手紙文書の運用實態解明に向けた研究」（21K00335）による成果の一部である。

¹ [趙 1995（1990）] 1–7 頁。

² 例えば、S.6180 冒頭に「朋友書儀一卷」と見える。また、「吉凶書儀」については、S.6537v14『大唐新定吉凶書儀一部并序』、P.2646『新集吉凶書儀上下兩卷并序』、P.2622『吉凶書儀上下兩卷』などの首題や尾題に見られる。

³ [趙 1995（1990）] 2 頁「寫本沒有明確書題，或原書題不稱書儀」、6 頁「第三種類型（＝表狀箋啓書儀）雖無統一名稱，據其內容和性質，也當屬於供人們作書札時的參考文範。」

⁴ [山田 1968] 29 頁。

⁵ 純粹な吉凶書儀ではないが、『五杉練若新學備用』卷中「十二月節令往還書樣」「四季惣敘」や『新編婚禮備用月老新書』「四六新體分十二月式」は、儀注と月儀を組み合わせたものと言えるだろう。

れを汲むと考えられる月ごとに整理された文例が比較的まとまったかたちで書寫されている場合がある⁶。

本稿では月儀に類する形式を持つ文例集（以下、単に「月儀」という）に注目し、『記室備要』を中心に、他の月儀との関係や製作の過程について考察を加えたい。

一、『記室備要』の概要

1. 構成

『記室備要』は上中下全三巻から成る。敦煌からは P.3723、P.3451bis、S.5888 の三寫本が発見されているが、前者は首完尾缺で、下巻後半が失われており、後二者は上巻の一部を残すのみである。對校可能な範囲が限られているにもかかわらず、文字の異同が少なからずあり⁷、複数のテキストが流通していたものと推測される。

P.3723 冒頭には「記室備要一部并序」の首題に加えて、「計二百八十六首」「鄉貢進士郁知言撰」とあり、収録される書簡文例の数や撰者を知ることができる。また、序文には撰述の経緯が記されている。

知言謬學雕（雕）蟲、曾親射鵠、知難而退、適意所從。時以咸通七年偶游於魯、遇護軍常侍太原王公、好習儒墨、常以文字飾於緘章、染翰抽毫、皆成四六。至於綸酒娛樂之際、雖有掌筆之吏、亦未嘗委焉。因命愚懷、備述所要、以防其闕。時之愚深沐知眷、誠難固辭、偶率荒蕪、撰成三卷、分其事類、合二百八十六首。其間空闕者、臨時改更、故以爲任斐文詞、不足以資翰墨、聊書短序、用述所因。

趙和平氏に據れば、ここにいう「魯」とは泰寧節度使（兗海節度使）が置かれていた兗州を指し、咸通七年（866）郁知言が泰寧節度監軍使であった王某という宦官の求めに應じ、社交上必要な文書を集めて編んだのがこの『記室備要』である⁸。ここから、収録される文例の差出人として、高位の宦官が想定されているであろうことがわかる。全體の構成は「分其事類」のことば通り、文例が用途や書式ごとに分類されているだけでなく、各巻巻首には目録も附されていて、他の表狀箋啓書儀と比べてかなり整理されており、吉凶書儀に近いと言える。

⁶ 本稿で扱う『記室備要』のほか、P.4092『新集雜別紙』（930年代初）「月旦賀官玖拾貳首」や P.3931「（擬）靈武節度使表狀集」（930年前後）に見られる。

⁷ [趙和平 1997] 123-126 頁。註釋がない箇所にも文字の異同が少なくない。

⁸ [趙 2011] 244-245 頁。

本稿が主な対象とする月儀が収録されるのは下巻前半で、テキストが残るのは P.3723 のみであり、王重民氏はこれを「四季書儀」と呼ぶ⁹。なお、下巻後半の内容は寫本の缺損により確認できないものの、巻首の目録に見える標題から各種推薦状や送物状が収録されていたことがわかる。

月儀部分について、目録には「孟春月、仲春月、季春月、孟夏月、仲夏月、季夏月、孟秋月、仲秋月、季秋月、孟冬月、仲冬月、季冬月」とあるが、各文例に附された標題では「賀孟月（春）」「賀仲春」「賀季春」「賀孟夏」「賀仲夏」「賀季夏」「賀孟秋」「賀仲秋」「賀季秋」「賀孟冬」「賀仲冬」「賀季冬」となっている¹⁰。各月「又」として、さらに二つずつ文例が追加されており、ひと月あたり三通ずつ、合計三十六通の文例が見える。標題だけでなく手紙本文中にも「祝」や「賀」の字を含む表現が頻用されており、単なる季節のあいさつ状ではなく、喜び祝う気持ちを伝える手紙であることがわかる。

これら各月の賀状と関連するものとして節日の賀状があり、下巻「賀季冬」のあとに續けて「賀重陽」二通を、中巻に「賀正」と「賀冬」各二通をそれぞれ収録する。このほか、「賀仲夏」の三種類の文例のあとには、端午の送物状と見られる標題のない文例が二通混入している（詳細は後述する）。

2. 書儀としての特徴

月儀の内容の検討に先立って、『記室備要』全體としての特徴を簡単に整理しておきたい。

まず他の表状箋啓書儀とも共通するが、朋友書儀（月儀）や吉凶書儀のように、往書とともに答書が示される文例は多くない。これはもともと『記室備要』が利用対象者や用途を限定して編纂された書儀であるということとも關わるだろう¹¹。大部分の文例の標題が「賀」＋官名となっている上巻に答書は見られず¹²、中巻でも「（賀軍容）軍容答」・「（賀長官）答」・「諸司使答」・「諸道監軍使答」・「（賀賜紫）答」・「（賀賜緋）答」・「（賀賜綠）答」など一部に答書が附されるに過ぎない¹³。こ

⁹ [王重民 2010] 224 頁。なお、『記室備要』は、P.3442 杜友晉『書儀』や P.2646 ほか張敖『新集吉凶書儀』とともに子部に分類され、P.4093 劉鄴『甘棠集』（表状箋啓書儀）は集部に收められている。

¹⁰ 本文の標題に「賀」を加えるのは P.3723 に特有の形式で、P.3451bis や S.5888（本文は P.3723 「賀東都留守」と同じであるにも關わらず、標題が異なる「賀南司文班外任等」を除く）の標題に「賀」字はなく、基本的に P.3723 の目録と一致している。

¹¹ 表状箋啓書儀の中には實際に用いられた書簡を集めて編まれたものも少なくない。

¹² 註 10 参照。なお、「又」と複数の文例が見えるのも「太師二（賀三師）」のみであり、この場合は月儀とは異なり「二」という數字が目録にも示されている。

¹³ [趙 2011] 248 頁に「上、下兩卷每篇下僅“賀××”一首，而中卷則多附有“答書”」とあるが全體數から見て多いとは言い難い。序文に「因命愚懷、備述所要、以防其闕」とあるにも關わら

のように、利用者が差出人となる、手本として必要な文例のみを収録し、逆に受け取るであろう手紙の収録数は全体として多くない¹⁴。各巻冒頭の目録にも答書の有無に關しては示されていないことから、書寫の過程で省略されたのではなく、郁知言が意圖的に採録しなかった可能性も否めない¹⁵。表狀箋啓書儀は手紙に關わる禮儀作法を學ぶための實用書としての役割を擔うものではないことを反映していると考えられる¹⁶。

先に述べた通り、『記室備要』には異本が多く存在したようである。そして、それは轉寫を重ねるうちに生じた偶發的なものではなく、むしろ何らかの意圖のもとに改編が行われた結果であると考えられる。そのことを最も明確に示すのは、文例中の受取人に對する呼稱であり、P.3723 と P.3451bis、S.5888 の間に見られる最も大きな違いでもある。三寫本すべてに共通して残る文例がないため、P.3723 と P.3451bis、P.3723 と S.5888 に分けて比べることになるが、標題と受取人の呼稱の關係は下表の通りである（空白箇所は未収録あるいは缺損を示す。標題の「賀」字については註 10 参照）。

表 1：三寫本の受取人に對する呼稱

標題	受取人（本文）	標題	受取人（本文）
P.3723		P.3451bis	
賀散騎常侍	△官	常侍	常侍
賀諫議大夫	△官	諫議大夫	諫議
賀給事中	△官	給事	給事
賀翰林學士	△官	翰林學士	學士
賀中書舍人	△官	中書舍人	舍人
賀左右丞	△官	左右丞 ^{※1}	左丞

ず、謝狀の類が全く見られないのはやや不自然である。該當部分が現存しないため確認することができないが、下巻の「送物」には P.3931 「(擬) 靈武節度使書狀集」「送謝物」のような謝狀が附されていたかもしれない。

¹⁴門狀が見られないのは、この頃はまだそれほど普及していなかったことに加え、書儀の利用者が訪問を受ける側、つまり門狀を受け取る側であることとも關係しているのかもしれない。門狀については [山本 2020]、『記室備要』下巻の送物と同じくらい使用頻度の高いものであったことは [山本 2023] 参照。

¹⁵下巻に缺損があるため、首題や序文にある「286」という數字と一致するかどうか確かめる術はない。現存する寫本には、上巻 46 首 (45 + 1、目録に「太師二」と標題のあとに二首あることが示される)、中巻 43 首 (32)、下巻 41 首 (96)、計 130 首 (173) が確認できる (() 内は巻首目録に見られる標題の數)。

¹⁶禮儀作法は行う側と受ける側雙方の共通の理解があつて成立するものであり、儀禮書としての役割も擔う吉凶書儀では往書と答書を併せて示し、特に注意すべき點については註釋が加えられる。

賀御史大夫	厶官	丈（大）夫	丈（大）夫
賀雜端	厶官	雜端公 ※ 2	端公
賀拾遺	厶官		
賀補闕	厶官	補闕	補闕
		侍御	侍御
賀鹽鐵使	厶官	鹽鐵使	尚書
賀度支使	厶官	度支使	尚書
賀京兆大尹	厶官	京兆尹	大尹
賀六尚書	厶官		尚書

P.3723		S.5888	
賀東都留守	厶官	賀南司文班外任等	留守
賀使相	厶官	使相	相公
賀節度使	厶官	節度使	尚書
賀刺史	厶官	刺史	史君

※ 1 P.3451bis では「左右丞」⇒「中書舍人」の順に書寫される。

※ 2 標題「雜端公」の「公」は衍字か。S.361『書儀鏡』「四海書題・重書」「伏惟官位公尊體動止萬福」に見える「官位公」に對應する呼稱と考えられるが、本來標題には不要である。

P.3451bis や S.5888 では相手に合わせて呼稱が使い分けられているのに對し、P.3723 ではすべて「厶官」となっている。本來「厶官」とあったものをひとつひとつ書き換えたとは考えにくく、P.3451bis や S.5888 のほうがオリジナルのテキストに近いはずである¹⁷。そして、この「厶官」への置き換えにより一般化され、各文例の模範性・虚構性が高まれば、書儀としての適用範囲の擴大にもつながる¹⁸。幅廣い利用を目的として改編が加えられたのか、改編の結果流布したのかについては定かではないが、最終的に異本異文が多く生じ、廣く普及していたことはおよそ疑いない。實際、この書儀は單なる手紙の模範文例集であっただけでなく、文章作

¹⁷ほかの書儀でも實際の手紙をもとにしている P.4093『甘棠集』卷第二「賀崔相公加僕射狀」や「賀令狐相公加兵部尚書」では「相公」、「賀正上兩中尉（尉）并長官狀」「賀冬〔與〕兩中尉」では「中尉」と、P.4092『新集雜別紙』「魏府支使」では「郎中」、「書記」では「員外」のように受取人に合わせて使い分けられている。また、P.3723 ではしばしば手紙末尾の語句が省略され、「云云」に置き換えられる（〔趙和平 1997〕123 頁註 4 參照）。ここからも P.3723 が加工後のテキストであることがわかる。

¹⁸〔吳 2002〕145 頁では、P.3449+P.3864「〔擬〕刺史書儀」、P.2539v「〔擬〕靈武節度使表狀集」、P.3715+P.2729「〔擬〕歸義軍僧官書儀」などとともに『記室備要』が「經過提煉加工的單純性書儀」「作為文範的特徵更加明顯」であると指摘するが、ここに示す通り『記室備要』の三寫本の中でも特に P.3723 に當てはまる特徴であるといえる。

成の手引きとして用いられていたようである。康鵬氏に據ると、會同六年（943）に没した耶律曷魯の妻・掘聯の墓誌銘の字句に『記室備要』との一致が見られるという¹⁹。加えて、文字の異同から、参照されたのは P.3723 とは別系統のテキストであったこと、故人の事績に合わせて二次創作が行われていることが指摘されている²⁰。魯から遠く西の敦煌に伝わっていただけでなく、編纂から百年近く経った遼においても、書儀としての權威を保っていたようで、時間的・空間的な廣がりや影響力の大きさがうかがえる²¹。

このように、『記室備要』、とりわけ月儀が記される P.3723 がこれまで知られている書儀とはやや異なる特徴を有することを念頭に置きつつ、次節以降『記室備要』の月儀の位置づけについて考察を進めたい。

二、月儀の内容と形式

1. 「又」という標題——各月の文例間の関係

各月の文例は、一通目に「賀孟春」のように月名を示す標題が附され、二通目・三通目にはいずれも「又」とある。この「又」という標題は、表狀箋啓書儀に分類される書儀にしばしば見られるものであるが、必ずしも直前の文例と対象・用途が同じであるとは限らず、本文の内容を的確に表すとは言い切れない²²。

月儀系統の書儀では、各月二通一組の往復書簡の形式を採るものが少なくない²³。しかし、ひと月三通ずつ収録する例は管見の限り見当たらない。まずは、各月に三通ずつ示される文例がどのような性質のものであるのか、三者はどのような関係にあるのか、順に確認する。

受取人・差出人に対する呼稱は文中に示されていない場合を除き、孟春から季冬までいずれも受取人は「ム官」、差出人は「ム」となっている。さらに、冒頭「伏以」から書き出される點も三十六通、すべての文例に共通し、いずれの月もよく似た構成になっている。ここでは十二ヶ月のうち春夏秋冬の最初の月を例として、一通目から順に文例を比較し、共通點・相違點を整理する。

¹⁹ 八箇所の對應關係を指摘するが、墓誌銘における引用の順序は『記室備要』の収録順序とは關係なく、上・中巻にわたり複数の文例を據りどころとしている。[康鵬 2014] 233–235 頁。

²⁰ [康鵬 2014] 235–238 頁。

²¹ 時間・空間を超えた書儀の傳播・普及の例としては、南唐・應之『五杉練若新學備用』が知られる。唯一の傳存本は朝鮮重刊本（天順六年（1462））である。

²² 例えば、P.3864「（擬）刺史書儀」「吊儀」五通はいずれも吊儀に關わる手紙であり、「又」の標題が附されるが、禮狀・お悔やみ狀・送物狀など用途が異なり、それぞれ別の相手に送られたものである。[山本 2022a] 参照。

²³ 吉凶書儀でも、多くの場合往書とともに答書の文例を示す。

賀孟月（春）

伏以玄景潛銷、和風初布、萬類萌動、百物咸新。伏惟善保尊崇、以順發生之候。下情所祝。

賀孟夏

伏以朱明肇啓、畏景方臨、萬物咸榮、群生迷（悉）遂。伏惟△官稍加固密、以衛尊崇。馳望之誠、倍切常等。

賀孟秋

伏以殘景曉蒸、商飈暮起、金方始王、玉燭方調。伏惟稍保尊崇、以禦炎燠。

賀孟冬

伏以暮景方臨、陰風始布、氣含凝肅、節履玄陰。〔伏〕惟△官固密興居、以衛尊德。

一通目の特徴は、四字句を基本として構成される点にある。季節の描寫に續いて、相手をたたえることば、尊敬する気持ちが表され、「尊崇」や「尊德」といった語がしばしば用いられる。

（賀孟春）又

伏以東郊氣至、北陸寒收。當冰銷蟄振之初、是陰陽休昇之始。伏惟△官任尊名郡、位顯崇資。爰自履端、允臻殊渥、瞻祝之至、無喻下情。

（賀孟夏）又

伏以淥沼呈芳、朱明應候、幽巒表瑞景之辰、勇（景）物叶和清之氣。伏惟△官匡時重德、間代殊勳。爰膺改候之辰、自納寵多之福。△偏叨厚顧、但切禱祠。

（賀孟秋）又

伏以律移火位、斗建申宮、華堂之玉簾方清、綠樹之金風乍動。伏惟△官道惟弦直、節比松寒、開疆陳可大之謀、贊主運定傾之略。應茲良候、必叶殊祥。△叨受宸（廕）庥、倍深虔祝。

（賀孟冬）又

伏以日布收威、玄英屆候、天上之金烏漸短、人間之玉漏初長。伏惟△官化被六條、恩沾萬物、爰履三冬之候、更迎丹詔之榮。凡忝獎私、孰不禱祝。今則限居（拘）郡印、拜謁無由、瞻仰清規、倍深禱祝。

二通目は四字句に限らないが、一通目と同様に對句を多くし、季節の描寫や相手をたたえることばが綴られる。一方で、下線部「△偏叨厚顧」（孟夏）や「△叨受

廕麻」(孟秋)のように、相手から恩恵・庇護を受けていることへの言及がある點は異なる。類似の表現は三通目にも見られ、二通目と三通目には用語や構成など共通點が多いことから、三通目も併せて見ていく。

(賀孟春) 又

伏以三元肇布、四序初興、玄冥收凜冽之威、蒼震啓發生之候。伏惟△官時增問望、日積勳名。事君德洽於歲寒、匡國功宣於簡策。凡開氣律、克納休貞。△叨受恩容、過深獎念、禱祝每傾於旦暮、肺肝宜表於神祇。陳賀未由、不任攀載。

(賀孟夏) 又

伏以祝融啓候、仲呂迎時、當香風扇葉之辰、是浪激荷苗之日。[伏] 惟△官抱周楊之詞學、蓄賈馬之文章、武懷靜難之機、術著安邦之策。譽傳千里、聲振四方、想更序以迎休、順移時而俟寵。△素叨恩煦、禱望逾增。伏蒙尊慈、特垂寵示、但盈感荷、無以情誠。

(賀孟秋) 又

伏以清秋適至、朱夏潛銷、蟬餘續斷之聲、雲冱往來之影。伏惟某官素蘊公清、早持器業。爰因令序、更納殊祥。△叨切眷知、倍深云云。

(賀孟冬) 又

伏以律改玄英、斗居充位、當[日] 景相交之際、乃分離寒暑之時。伏惟[△] 官濟世雄才、匡君盛業、爰因令朔、更納休祥。伏蒙隆私、遠垂榮示、其於悚戴、但切下情。

季節を表す語句については、各月三通の間であまり重複は見られない²⁴。前述のごとく、下線部「△叨受恩容」(孟春)や「△素叨恩煦」(孟夏)、「△叨切眷知」(孟秋)といった二通目と類似の表現が用いられている。

このほか、波線部「拜謁無由」(孟冬二通目)や「陳賀未由」(孟春三通目)のように、本来直接出向いて祝いのことばを述べるべきであるが、何らかの理由によりそれができないことを伝える文言や、「爰因令序、更納殊祥」(孟秋三通目)や「爰因令朔、更納休祥」(孟冬三通目)のように、佳節や朔日を迎えるにあたり、相手の吉祥を祈ることばも複数の文例に見られる(一通目に用いられる例はない)。

これらの文例の性質について考える上で注目すべきは、孟夏三通目の「特垂寵示」と孟冬三通目の「遠垂榮示」である。類似の表現はほかに「先垂榮示」(仲夏二

²⁴例えば、「孟春」の手紙の冒頭では冬が終わり、春が訪れたことを述べるが、「玄景潛銷、和風初布」「東郊氣至、北陸寒收」「玄冥收凜冽之威、蒼震啓發生之候」と、それぞれに異なる表現が選擇される。季節を表す語は、S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「年敘凡例」等に多く集められている。

通目)がある。「寵示」や「榮示」は相手から送られてきた手紙を指す語であり²⁵、前者は『五杉練若新學備用』巻中「論書題高下」にも挙げられる。

謝尊人示書、若是大狀者、即云「特賜書曲」、其次云「書誨」、又其次「尊誨」、
又其次云、「寵示」「寵翰」「寵緘」「寵誨」、又其次「華緘」「華翰」「瑤緘」
等、又其次乃「示字」「來翰」。

語の性質から、他の書儀でも答書・謝狀に多く見られる。例えば、P.4092『新集雜別紙』（無題の文例）では、「伏計尋達尊聽、豈謂司空過形獎異、特降專人、兼垂寵示」とあり、司空からの手紙に對して「寵示」が使われている。また、同書儀「回洛州團判短封」や「私忌回書」等では「榮示」が用いられている。「垂」は相手が手紙を自分に與えてくださる行爲をいうもので、P.3906「(擬)書儀」「與知聞伴侶寄書後迴答」「遠垂筆翰」や『五杉練若新學備用』巻中「(謝屈喚)平交等狀」「特垂華翰寵召」など、やはり答書や謝狀に用例が多い。

相手からの手紙への言及は、季秋二通目「△叨接仁封」にも見られる。前出の「△叨切眷知」(孟秋三通目)等の例では、相手から恩惠・庇護を表す語を目的語にとっていたが、ここでは「仁封」と相手からの手紙を指す語に置き換えられている。[先／特／遠]＋「垂」＋[相手の手紙]の定型表現と比べると用例はかなり少ないものの、相手からの手紙を受け取る自分の動作行爲を表す「接」＋[相手の手紙]の組み合わせもまま見られる。例えば、P.3931「(擬)靈武節度使表狀集」(標題のない文例)には「△叨持將鉞、獲接仁封」とあり、書儀以外では北宋・滕宗諒「寄會稽范希文」の第一句にも「江山千里接仁封」とある。

すべての文例にこのような表現が含まれるわけではないものの、『記室備要』に收録される各月三通の文例のうち、一通目が往書で、二通目と三通目が答書である蓋然性は高いと言える²⁶。しかしながら、往書と答書の数が一致しない點が、釋然としない。やはり P.3723 のテキストは郁知言が撰述した『記室備要』本來のすがたを留めるものではなく、第三者により手が加えられ、多かれ少なかれ加筆や削除が行われたものに違いない。「賀仲夏」のあとに見える端午の送物も、それを伝えるものだろう。

²⁵ [張小艷 2007] でも相手の手紙を丁寧という語として「寵示」(360 頁)や「榮示」(362 頁)が取り上げられるが、使用對象については觸れられていない。

²⁶ 少なくとも三幅一組の書簡である可能性は否定できる。「修寒溫／寒暄」「明體氣／問體」「別紙」三幅一組の形式をとる書簡が確認できるのは 10 世紀以降であり、この時期はまだ流行していなかったはずで、月儀の三通の内容・構成もこれに當てはまらない。さらに、「賀季春」では、一通目で「遲景將深」といい、二通目に「淑景漸深」と述べており、往書と答書の關係にあると考えたほうが自然である。また、「賀仲夏」では、二通目と三通目で「律應蕤賓」が重複して用いられる點も、これらが一組のものでないことを示唆している。吉儀の書簡の形式については [山本 2018] 375-378 頁。

2. 月儀の語彙——差出人と受取人の関係

月儀の受取人は「ム官」、差出人は「ム」となっていることは先に言及した通りである。しかしながら、郁知言が『記室備要』を撰述した時点では、上巻（表1）と同じように少なくとも受取人については相手に應じた呼称が挿入されていたものと推測される。一通目の差出人が高位の宦官であるとすれば、受取人（二・三通目の差出人）はどのような人物であろうか。受取人は「ム」ではなく「ム官」とあり、「伏惟ム官任尊名郡、位顯崇資」（孟春二通目）や「伏惟ム官政高名郡、道著匡君」（仲冬三通目）のような表現が繰り返されることから、二・三通目の受取人が官人であることは間違いない。受取人を特定することは容易ではないが、前節で取り上げた語句を中心に、差出人と受取人との関係について検討を加えたい。

【冒頭の「伏以」】

手紙の本文は36通いずれも「伏以」から書き出されており、往書と答書の間に差はない。冒頭「伏以」から始まる形式は、P.4093『甘棠集』巻第二・三²⁷に収録される各種賀状やS.4374「（擬）書儀」に見られる節日の賀状、P.3691『新集書儀』の節日の賀語、P.4092『新集雜別紙』「月旦賀官」、S.78v「（擬）縣令書儀」の節日の賀状、P.3931「（擬）靈武節度使表狀集」など、九世紀以降の書儀の官人向けの文例に見られる²⁸。受取人がはっきりと書き記されている文例を見る限り、目下の人物に用いられることはない²⁹。

なお、『記室備要』では、月儀だけでなく上・中巻も含めて、「謹奉狀陳賀」「伏惟照察。謹狀」のような末尾の定型表現は見られず、受取人との関係を知る手がかりとすることはできない。

【恩恵・庇護を表す語】

前節で引用した語句のうち、「厚顧」（孟夏二通目）・「廕庥」（孟秋二通目）・「恩容」（孟春三通目）・「恩煦」（孟夏三通目）は、他の書儀には用例が見られないが、「眷知」（孟秋三通目）については、『五杉練若新學備用』巻中「十二月節令往還書様・（十月狀）又狀」に確認できる。

又狀

某啓。伏以候啓玄冥、時崇永德、律顯移於漢曆、節方號於秦正。伏惟某人道應昌時、智周萬物、克叶三冬之始、必延百福之祥、忝預眷知、合申虔祝。謹奉狀起居。伏惟照察。謹狀。

²⁷ 卷第三では多くの文例で「伏以」が省略されている。

²⁸ 「右伏以」から書き出される文例、文中に用いられる「伏以」は含まない。『五杉集』巻中「十二月節令往還書様」では往書・答書ともに「某啓。伏以」と、「某啓」が加えられる（後掲）。

²⁹ 『五杉集』では平交以下に「伏以」を用いないとある（後掲）。

又廻書

某啓。伏以玄英屆節、黑帝司辰、時早應於秦正、日又新於漢曆。伏惟某人仁風融暖、德岸宏長、應此玄冬、必臻異澤。豈期周念、先降華緘、言念勤隆、益深感佩。謹奉狀陳謝。伏惟照察。謹狀。

『記室備要』では答書と考えられる三通目に用いられていたが、ここでは往書に用いられている。往復ともに冒頭は「某啓。伏以」から書き出され、末尾は「謹奉狀□□。伏惟照察。謹狀」となっている。『五杉集』「三幅書」のあとに附された註釋には、「平交已下、即只作『某啓』、不用『伏以』字。狀尾不用『俯賜』、只作『伏惟照察。謹狀』」とあるものの、この「又廻書」に見られる「華緘」の語が主に平交人や稍卑人に對して用いられるものであることから³⁰、對等な關係の相手とやや丁寧な表現を用いて遣り取りする場合の文例であると考えられる。また、「周念」が「四季惣敘・夏季稍尊人・廻書」や「同・冬季平交人・廻書」に、「勤隆」が「同・春季稍尊人・廻書」に用いられており、矛盾がない。

同書「論書題高下」には「眷知」「尊慈」（孟夏三通目）の同義語が列擧されている。

謝宰相位人即云「鴻慈」、「鈞慈」、「台慈」。尊人即云「恩造」、「尊造」、「恩慈」、「尊慈」。其次「仁慈」「仁造」。其次「仁眷」「仁私」「眷私」。其次「周勤」「勤眷」。

『記室備要』と『五杉練若新學備用』では、成書年代に百年ほどの隔たりがあり、書儀の利用対象者も全く異なることから、兩者を直ちに結びつけるべきではないが、「恩容」「恩煦」の「恩」字や「重慈」の「慈」字は比較的丁寧な表現であり³¹、少なくとも目下の人物に對して用いるものではないと考えて問題ないだろう。残る「隆私」（孟冬三通目）については、P.3449「（擬）刺史書儀」「借館驛別紙」「欲投館驛安下、全冀隆私、俯垂允容、感銘下懇」等の用例があり、上掲の「勤隆」と同じ「隆」や「仁私」「眷私」の「私」字から構成されることからやはり平交以上の相手が想定される。

【相手の手紙を指す語】

前節ですでに他文獻での用例も含め取り上げているが、若干の補足をする。書儀に見られる「寵示」や「榮示」が軽い敬意を添えるやや丁寧な表現であったが、

³⁰平交人に對して用いる例は「（平交人・又狀）復書」などに見られ、「四季惣敘・春季稍尊人・廻書」は稍尊人からの答書であり、差出人から見た受取人は稍卑である。また、「論書題高下」でも「華翰」や「瑤緘」とともに上から五番目のランクの相手に用いる語として擧げられており、目上の者に用いるものではない。

³¹ほかにも「ム繆承恩顧」（仲夏三通目）、「ム叨受恩憐」（季冬三通目）といった表現が見られる。

「仁封」についても前項で挙げた「仁」字を含む語彙の使用対象から同程度の表現であると考えられる。この点については、北宋・滕宗諒「寄會稽范希文」の「仁封」が同年の進士である范仲淹（字希文）と滕宗諒（字子京）の間で用いられていたこととも矛盾がない。

以上のように、語彙の使用対象・範囲にやや幅があるものの、全體として平交以上に對して用いる表現が選擇されているが、最上級の敬意を示す語句は含まれない。一通目と二・三通目の間にも大きな差はなく、やや目上の人物とのやり取りを想定した文例か、あるいは對等な相手にやや改まった丁寧な言葉遣いをする場合の文例であると考えられる³²。對等な相手とはいえ、差出人自身が高官であれば受取人も一定以上の高位の者であったはずで、高下の差だけでなく互いの立場も考慮に入れて敬意を表す表現が選擇されたとしても不自然ではない³³。また、對等な立場の相手であれば、どちらも相手より先に賀状を送る可能性があり、返事を書く機会も少なくなかったと推測される。上・中巻に答書がほぼ收録されないにも関わらず、月儀にこれだけ多くの答書らしき文例が見られる理由ではないかと考えられる。

3. 往書と答書の不均衡——『朋友書儀』との共通點

書儀に見られる往復書簡の文例では、受取人と差出人の關係により表現の使い分けがあったとしても、凶儀など特殊な場合を除き、基本的な構成は一致していることが多い。ここでは P.2646『新集吉凶書儀』から面識のない相手との手紙のやりとりを例として挙げる。

與四海未〔相〕識書

平生雖未拜奉、渴(?)仰早深。時候、伏惟△官動止萬福。即此△蒙推免、所守有限、展拜未由、空增馳慕之至。謹奉狀不宣。謹狀。

答書

久藉芳猷、未遂披展、忽辱榮問、深慰勤誠。時候、伏惟△官動止萬福。即此〔△〕蒙推免、限以官守、拜謁未由、瞻矚之誠、益增勤慕。謹奉還狀不宣。謹狀。

どちらも冒頭のあいさつから始まり、時候のあいさつと相手の健康に對する氣遣い、直接面會することがかなわないこと、思慕の念が述べられ、末尾の定型表現で

³²72TAM169:26(b)「(擬)高昌書儀」では、「相聞儀」が「正月十五日」、「與伯書」が「二月四日」、「與叔書」が「三月八日」、「與姑書」が「四月廿五日」といった具合に、毎月一通ずつ並べられているがすべて受取人が異なる。『記室備要』の月儀がこのパターンに当てはまらないことは確實に言える。

³³本來よりも上の等級の丁寧な表現が用いられる例は、四海の間にも見られる〔山本 2010〕。

締めくくられる³⁴。しかし、すでに確認した通り、『記室備要』では往書と見られる一通目が四字句を基調としていたのに對し、答書と考えられる二・三通目の構成は少し異なっていた。このように往書と答書が對應していない往復書簡は、『朋友書儀』「朋友相念」に見られる。

『朋友書儀』は敦煌寫本中に十五點が確認されている³⁵。『朋友書儀』は先人の書儀に手を加えながら開元・天寶期に作成されたもので³⁶、磯部武男氏所藏本以外は唐末・五代の書寫と考えられており³⁷、長期にわたって流行していた様子がうかがえる。全體は、①年敘³⁸、②「十二月相辯文」、③「朋友相念」の三つの内容から構成され、②と③が月ごとの往復書簡の形式を採る³⁹。複数の系統のテキストが存在していたこと⁴⁰、他の書儀をもとに二次的に創作された作品であること⁴¹、往書と答書の成立が別であったこと⁴²が知られている。テキストの成立過程に『記室備要』との共通性が見られる。

本文を比較するために、「朋友相念」の正月部分を引用する。

正月

孟春猶寒、分心兩處、相憶纏懷、思念往還、恨無交密。初臨新節、賀慶乾坤、風影雲調、寒光漸散。猶霜罷末、冷氣侵人、萬物含春、同敬暉曜。

孟春猶寒、伏惟不審體內如何。某乙雖同鄉邑、闕奉經旬、歲節以來、未由慶奉。連衿接袖、不許分張。盃酒同交、死生離別。某乙聊題拙意、略附單行、更不多言、心纏懷縈。

冒頭「孟春猶寒」の時候のあいさつは完全に一致しており、雙方ともに本文では相手への思慕の念、募る思いをしたためているが、往書はやや簡潔で、どちらか

³⁴ 親子のように明らかな序列がある場合も雙方の手紙の構成は変わらない。吉儀の手紙について、内外族は〔山本 2012〕、四海は〔山本 2010〕参照。

³⁵ 〔丸山 2009〕121 頁。

³⁶ 〔吳 2002〕27 頁。

³⁷ 『朋友書儀』の裏面（P.2505「廣順叁年（953）」）や末尾（S.361v「乾寧貳年（895）」）に紀年がある。

³⁸ 『朋友書儀』冒頭部分には標題がないが、ほぼ同文が見られる S.6537v14『大唐新定吉凶書儀』「年敘凡例第一」に據り、本稿では「年敘」の名稱を用いる。

³⁹ ②正月のみ、「答書」が見られない。また、時候のあいさつの雙行註も『猶寒』、『尚寒』、『餘寒』。太簇」とあるのみで、他の月の注釋「上旬云…、中旬云…、下旬云…」と體例が異なる。また、②は四六文で綴られ典故には雙行註が附されているが、註釋の多寡や質には斑がある（〔趙 1995〕111 頁）。この註釋はおそらく吉凶書儀のように編者が利用者に供せんと附したのではなく、「十二月相辯文」を教材として使用していた人物が書き留めたもので、のちに本文とともに抄寫され、徐々に廣まったのではないかと推測される。

⁴⁰ 〔王・黃 2004〕22-28 頁。

⁴¹ 〔丸山 2009〕125 頁。『朋友書儀』オリジナルのテキストは②の往書のみで、答書は「月儀帖」をほぼそのまま採用し、③も別に中原で使用されていた書儀を一部書き換えて成立したものであると指摘する。

⁴² 〔丸山 2009〕125 頁。

といえば季節の描寫が多くを占める。「伏惟」から始まる相手の健康を氣遣う定型表現や直接あいさつできないこと、面會に代えて一筆したために託すことを伝える文言は答書にしか見られない。「朋友相念」の標題の通り、差出人と受取人は友人で、對等な關係にあるはずだが、手紙の構成はバランスを缺く。四字句を中心として季節の描寫が中心となっている往書は月儀一通目に近く、「未由慶奉」は月儀二・三通目に見られた表現であり、「朋友相念」と月儀の往書・答書の關係は似通っている。月儀の三通はやはり一通目が往書、二・三通目が答書と見做して問題ないだろう。

三、月儀と節日

1. 月儀に紛れ込んだ端午の送物——目録に見えない文例

「賀仲夏」のあとに、月儀とは異なる書式の文例が二通記されている。この二通に標題は附されておらず、卷首の目録にも見られない。まずは、該當部分を引用する。

右件物等實異珍華、深慚輕尠。敢因節序、用祝年光。才經採艾之辰、早劇（處？）
登壇之貴、輕塵榮戟、甘俟罪尤。伏惟恩慈俯賜云云。

右件物固乏珍奇、深慚寡薄。適令屆辰之候、微伸續壽之儀。伏惟不罪輕干、俯
垂留納。

二通ともに冒頭にあるべき物品のリストは省略される。本文は「右件物」から書き出され、「俯賜…」「俯垂留納」で終わる書式や、つまらないものと謙遜する手紙の内容は、他の書儀に見られる「送物」と大きく変わらない⁴³。五月の文例のあとに記されていることに加え、以下に挙げる語句からこれらが端午の節句に関わるものであることがわかる。

【一通目「採艾之辰」】

夏の暑い時期である五月五日にヨモギを採って毒氣拂いを行う習慣があった⁴⁴。「採艾」を含む時候のあいさつは、P.4092『新集雜別紙』「知聞來往別紙・五月」「伏以時屬浴蘭、節池採艾」や同書儀・無題「伏以節值浴蘭、時臨採艾」、P.3931「（擬）靈武節度使表狀集」「賀端午別紙」「伏以採艾芳辰、結廬令節」に見られる。このほか、艾と端午の關係を示す手紙の實例として S.4638「清泰四年（937）五月馬步都

⁴³敦煌の「送物」の書式については、[山本 2019] 30-36 頁参照。

⁴⁴ [中村 2009] 587-588 頁に詳しい。

押衙陳某等端午獻物狀」があり、端午の獻上品の中に「艾兩盤」が含まれている。

【二通目「續壽之儀」】

「續壽」は、P.4984v「書儀」「歳送物」「凡所生靈、共稱續壽」のように、正月元日の贈り物に添える手紙でも長壽を祈ることばとして用いられるが、ここでいう「續壽之儀」はS.6537v14『大唐新定吉凶書儀』「節候賞物第二」「五月五日賞續壽衣服、鞋履、百索、轉槌、扇」に見えるような端午の節物、手紙とともに相手に贈る物品を指す。P.4984v「書儀」「端午送酒扇」「謹充續壽」やP.2646『新集吉凶書儀』「賀端午獻物狀」「禮當續壽」においても酒や扇といった端午の贈品を「續壽」と稱している。

「送物」は、目下の者から目上の者に用いられる書式ではあるが、その使用範囲は広く、吉凶問わず用いられる⁴⁵。『記室備要』下卷には多くの「送物」の標題が見られることから、端午の送物の文例が収録されることに不可解な点はない。但し、「賀仲夏」のあとに収めたのは郁知言ではなく、P.3723あるいはそのもとになったテキストの書き手であったはずである。仲夏に必要となるであろう文例を、使い勝手を考えてこの位置にメモしたものと考えられる。寫本の缺損により、本文が残っていないため推測するよりほかはないが、これらがもともと『記室備要』にあったものだとなれば、下卷の「送扇」「送蒲扇」「送酒」のいずれかであろう。しかしながら、『記室備要』の「送物」は標題を見る限り、筆や墨、鏡といった日常的に使用するものや、あんずや桃、ザクロといった季節の果物などを送る際の文例が多く、特定の節日に關わるような品はほとんど見られない。よって、他の書儀からの轉載された可能性が十分にある。

2. 月儀と節日の賀狀

上掲の端午の送物は、月儀の中に書き加えられたと考えられる例であったが、同様の現象はP.4092『新集雜別紙』「月旦賀官」にも見られる。本来1年12ヶ月の月旦の賀狀を集めたものであるにもかかわらず⁴⁶、十一月の文例の後に「賀冬」の文例が収録されている。また、各月の文例にはその月の節日に關連する表現が用いられていることが指摘されている⁴⁷。『記室備要』の月儀でも「良候」（孟秋二通

⁴⁵ [山本 2019] 30-36 頁。

⁴⁶ 「月旦賀官」は、朔望や節日など決まった日に行われた起居儀に關わるものであると考えられる。本来相手のところに向いて直接祝いの言葉を述べねばならないが、それが難しい時に送る手紙の文例が「月旦賀官」である。起居儀については[吳麗娛 2007]。

⁴⁷ [吳 2014] 191 頁は、正月と三月を例として、文中に元日や寒食の風俗習慣に關わる表現が用いられていることを指摘する。

目)、「令候」(仲冬二通目)のようなある程度幅をもった時を指す語だけでなく⁴⁸、「令辰」(季春三通目)、「令序」(孟秋三通目)や「令朔」(孟冬三通目)、「佳辰」(仲冬三通目)のように佳節や朔日といった特定の日との結びつきをうかがわせる表現も見られる⁴⁹。ここでは、月儀と密接な関係にあると考えられる節日の賀状三種、つまり月儀とその後に續けて収録される「賀重陽」、中巻に収録される「賀正」「賀冬」について検討を加える。まず、三種の賀状の釋文を示す。

賀重陽

伏以星廻晩景、候變重陽、古賢落帽之辰、風俗登山之日。伏惟黃菊芬芳、酒清醪泛、灑陶公此日、驅車戴盃、況□(者?)今時、寧無追(?)賞。見惠饌酒、莫匪精濃、佩荷殊私、此難備述、專佇同賞。

〔伏以〕蘆苾似雪、菊蕊如金、何處登高、醺此嘉節。少許饌酒、素非精濃、芹子之誠、敢此塵獻。

賀正

伏以獻歲之首、品物咸亨(享)。伏惟△官納祥無壘、履新增慶、永保如椿(?)之壽、天敷似萼之榮、松鶴比年、天神咸祝。△限拘△事、不獲陳賀。

又

伏以運啓新正、律移初度、祥開雲物、福被生靈。伏惟△官慶若川流、壽山如(如山)固、永綏榮祿、長奉寵光、祉福惟新、入(人)神共戴。

賀冬

伏以銅渾啓數、一陽首生、品物咸歡、天地交泰。伏惟△官直居貴位、廣濟丞民、永延金紫之榮、彌固山河之壽、寵光克茂、福祚惟隆。△限以△事、陳賀未由、瞻望清崇、但增虔禱。

又

伏以玉管潛移、金烏南至、祥開萬瑞、運啓千齡。伏惟△官鎮履堯辰、永延彭壽、福隨嘉節、慶萃新陽。

「賀重陽」は、P.3723では「專佇同賞」のあと改行して「蘆苾似雪」に續くが、内容から二通に分かれると判断し、二通目の冒頭に月儀や残る賀状に據り「伏以」を

⁴⁸『黄帝内經素問』『六節藏象論』『岐伯曰、『五日謂之候、三候謂之氣、六氣謂之時、四時謂之歲』』。

⁴⁹これらの語は、P.4092『新集雜別紙』『知聞來往別紙』やP.3931「(擬)靈武節度使表狀集」の月ごとに排列された文例中に多く見られる。また、P.4093『甘棠集』『賀正上兩中慰(尉)竝長官狀』に「伏以開元令節、納祐良辰」、S.4374「(擬)書儀」「端午」に「伏以蕤賓嘉節、端午令辰」、「(端午)同前」「伏以中天令節、南午佳辰」とあるほか、S.78v「(擬)縣令書儀」の冬至の賀状と考えられる文例にも「爰因令序」「爰因令節」「當迎日之佳辰」といった表現が繰り返し用いられている。

補った。一通目では「見惠饒酒、莫匪精濃」と相手から自分への贈り物は素晴らしいものであったと述べており、禮狀であることがわかる。それに對し、二通目には「少許饒酒、素非精濃、芹子之誠、敢此塵獻」と、自分から相手への贈り物が形ばかりで粗末なものであり、ほんの僅かしかないと謙遜する言葉が竝んでおり⁵⁰、手紙とともに酒や菓子類が贈り物として添えられていたようである。文例の排列が逆に見えるが、これが單なる誤寫ではなく意圖的なものであったとすれば、『記室備要』の利用対象者である高官は先に祝賀を受ける側にあったはずであり⁵¹、使用頻度の高い順に竝べたということであろう。また、一通目の最後「佩荷殊私、此難備述、專佇同賞」については、相迎書から着想を得た表現のようである。ここでは例として P.3502『新集諸家九族尊卑書儀』「相迎宴樂書」を挙げ、「賀重陽」と重なる部分を下線で示す。

眷仰時多、無由披露、今具單酌、輒敢諮邀、幸願同歡、請垂降顧。諸賢盡集、
唯待明公、專佇望、專佇望。謹奉狀。不宣。ム乙狀上。ム官記室。

「賀重陽」には「請垂降顧」のような相手を誘う直接的な表現は見られず、「專佇同賞」は社交辭令に過ぎず、遠く離れた場所においても共に重陽を味わい楽しもうというだけで、實際に相手を招いて一席設けるわけではないのだろうが、相迎書を参考に禮狀としてふさわしい文面に仕上げたと考えられる。このように、「賀重陽」は單なる賀狀ではなく、複数の要素から成っているのである。『記室備要』ではこれを他の賀狀とともに中卷に收録せず月儀のあとに加えたのは、各月のあいさつの際にも贈り物を添えたり、相手とともに季節を愛でる気持ちを伝える文言を入れたりといった應用が可能であることを示すためなのかもしれない。

「賀正」「賀冬」はそれぞれ一通目に「ム限拘ム事、不獲陳賀」、「ム限以ム事、陳賀未由」と直接出向いて祝いの言葉を伝えることができないことが記され、二通目は四字句を基調としていて、それぞれ月儀の二・三通目、一通目と構成が似ている。月儀の形式と對應しているとすれば、一通目が答書で、二通目が往書であると見做すことができるが、ここでは答書であることをはっきりと示す表現は見られず、二通ともに往書であり、中卷に收録される大半の文例と同じく答書が附されていなかった可能性もある⁵²。

⁵⁰「芹子之誠、敢此塵獻」とよく似た表現は、P.3449「(擬)刺史書儀」「進謝恩馬狀」「合貢芹誠」、同書儀「到本道參後上馬狀」「合申芹菲之誠儀」、P.3931「(擬)靈武節度使表狀集」「送物」「合貢獻芹之禮」、同書儀「表本」「遠貢芹心」、P.2621v「(擬)書儀」「聊表野芹、塵黷威嚴」など他の書儀でもしばしば用いられており、定型化している。その他、贈り物に関する表現は〔張小艷 2007〕321、369-370 頁参照。

⁵¹朔日や望日の祝賀・あいさつは下官から上官に對して敬意を表するものであった。〔呉 2007〕269-272 頁。

⁵²なお、「賀正」「賀冬」に續けて記される「賀雨」「賀雪」の文例はそれぞれ 1 通のみである。

これらの賀狀と月儀を比較するために、「賀仲冬」を引用する。

賀仲冬

伏以節正玄陰、氣當凝沍（洄）、寒雲皴色、愛日潛輝。伏惟善保尊崇、以迎云云。

伏以月臨子位、律變黃鍾、寒風厲草木之聲、冰凍鑱河川之勢。伏惟△官育民道廣、許國情深、繼隆韓白之功、顯邁龔黃之政。履茲令候、更納殊祥。攀詠禱福、俱集下懇。

伏以黃鍾應律、清運履長、當千門納慶之辰、乃萬彙昭蘇之日。伏惟△官政高名郡、道著匡君、當迎日之佳辰、應自天之殊祉。△早蒙獎顧、虔禱倍深。拜賀未由、但增瞻戀。

「賀仲冬」と「賀冬」の間に重なるところはないものの、他の書儀の冬至の賀狀との一致が見られる。冒頭時候のあいさつ部分の「律變黃鍾」（二通目）、「黃鍾應律」（三通目）は冬至の賀狀によく用いられる表現ではあるが、P.2646『新集吉凶書儀』にも「冬曰玄英、律呂名十月應鍾、十一月黃鍾、十二月大呂」とあるように、冬至に限定されるものではない。また、波線部については、前述のように一定の期間を指すであろう「令候」と特定の節日をいうであろう「佳辰」の違いがあり、冬至に関連する語句は特に三通目に多く見られるのである。「履長」は明らかに冬至の習慣を反映するもので、下線を施した文言は魏・曹植『曹子建文集』卷八「冬至獻襪頌表」にも見られる（二重線は「賀冬」との一致）。

伏見舊儀、國家冬至獻履貢襪、所以迎福踐長、先臣或爲之頌。臣既玩其嘉藻、願述朝慶、千載昌期、一陽嘉節、四方交泰、萬物昭蘇、亞歲迎祥、履長納慶、不勝感節、情系帷幄、拜表奉賀。竝獻紋履七緇、襪若干副、上獻以聞。謹獻。

「賀孟春」と「賀正」についても同様に、『記室備要』内での重複は見られない。「賀仲冬」ほど明確ではないが、上掲「賀孟春」三通目冒頭の「三元肇布」は、P.4093『甘棠集』卷二「賀正上西川白相公狀」「三元啓祚」、同書儀・卷四「賀正」「節變三元」など元正日のあいさつと似ている⁵³。また、「賀季秋」にも「黃菊泛金罇之始」（二通目）、「籬下菊藂含芬芳而欲吐」（三通目）のように重陽に関連する表現が見られる。『記室備要』の月儀も、P.4092『新集雜別紙』「月旦賀官」と同様に、節日と完全に切り離すことができないことがわかる。「賀仲冬」に限れば二通目と三通

⁵³ 「三元」は、S.6537v14『大唐新定吉凶書儀』「祠部新式第四」に「三元日、正月十五日上元、七月十五日中元、十月十五日下午元」とある通り、元正日を指すわけではない。

目の違いは冬至との繋がりの有無にあるようだが、他の月を含めて考えると明確に區別されているとは言い難い⁵⁴。

おわりに

最初にも觸れた通り、八世紀以降盛んに編纂されていた吉凶書儀には月ごとに排列した文例は見られず⁵⁵、九世紀後半以降の表狀箋啓書儀に月儀に類する形式を持つ文例が収録されるまで空白の期間があるように見える。しかしながら、時候のあいさつは S.6537v『大唐新定吉凶書儀』「年敘凡例」や P.2646『新集吉凶書儀』にも見え⁵⁶、それぞれ末尾には「右按諸家〔書〕儀年敘凡例、四時景候多有不同、兼之刪略至多」「右諸家儀、四時景候多有不同、今衣（依）次庶（序）排比、兼加添輕重之間、竝可入時行用」と書き添えられており、実際には氣候の變化に合わせてさまざまな表現を組み合わせながら使用されていたはずである。『記室備要』の月儀は節日の送物、賀狀、相迎書等とも密接な關係にあり、吉凶書儀を含む先行する書儀から様々な要素を取り入れながら、官人向けにまとめ直したものであると言える。そして、後人の改編により、手紙の模範文例集としてさらに實用性が高まった。また、身分に應じた書儀に採り入れられた月儀という点においては、邊境の兵卒向けに編まれた『朋友書儀』⁵⁷や禪僧を對象とする『五杉練若新學備用』卷中「十二月節令往還書樣」「四季惣敘」⁵⁸と同じ位置づけにあり、「朋友書儀」「吉凶書儀」「表狀箋啓書儀」という枠組みだけに収まるものではない。官民・公私も完全に切り離されるものではなく、相互に影響を及ぼしあいながら、多様な書式が生み出されてきた。書儀の史的變遷の様相を全體として跡づけることが今後の課題である。

参考文献

康鵬 2014：「從《耶律曷魯妻掘聯墓誌》看《記室備要》之北傳」『中華文史論叢』2014年4期，229–243頁

⁵⁴ 書儀によっては、時候のあいさつが月ごとではなく、さらに細かく分けられている場合がある。P.2505『朋友書儀』「十二月相辯文」では、「二月仲春」上句云「漸暖」、中句云「較暖」、下句云「已暖」「極暖」。夾種。また、P.3900「（擬）書儀」（武則天期）では、「（八月）…」十五日已前云「漸涼」、十五日已後云「甚涼」。「（九月）…」十五日已前云「漸冷」、十五日已後云「暮（甚）冷」のように、ひと月を前半・後半の十五日ずつに分けて、あいさつを變えるよう注意を促している。

⁵⁵ 典籍としての「月儀」が初唐以降に新たに編纂あるいは著された形跡がないことも指摘されている。〔丸山 2009〕116頁。

⁵⁶ 首部が缺損しているが、P.3900「（擬）書儀」（武則天期）の冒頭部分にも「年敘」に相當する項目が立てられていたと考えられる。

⁵⁷ 〔吳 2002〕20–27頁、〔王・黃 2004〕45–46頁。

⁵⁸ 「十二月節令往還書樣」「四季惣敘」について詳しくは〔山本 2013〕、〔山本 2022b〕参照。

- 丸山裕美子 2009：「敦煌寫本「月儀」「朋友書儀」と日本傳來『杜家立成雜書要略』」，土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』115-136 頁
- 中村裕一 2009：『中國の年中行事』第二冊夏，汲古書院
- 王三慶・黃亮文 2004：「《朋友書儀》一卷研究」『敦煌學』25，21-73 頁
- 王重民 2010（初版 1958）：『敦煌古籍鈔錄』中華書局
- 吳麗娛 2002：『唐禮摭遺——中古書儀研究』商務印書館
- 2007：「試論敦煌書儀中的官場起居儀」，劉進寶・高田時雄主編『轉型期的敦煌學』上海古籍出版社，263-278 頁
- 2014：「關於晚唐五代別紙類型和應用的再探討——《新集雜別紙》研究之二」『魏晉南北朝隋唐史資料』30，189-209 頁。
- 山田英雄 1968：「書儀について」『對外關係と社會經濟：森克己博士還曆記念論文集』塙書房，1968 年，29-44 頁
- 山本孝子 2010：「敦煌書儀中的“四海”範文考論」『敦煌寫本研究年報』4，141-161 頁
- 2012：「書儀の普及と利用——内外族書儀と家書の關係を中心に」『敦煌寫本研究年報』6，169-191 頁
- 2013：「『五杉練若新學備用』卷中における「十二月節令往還書樣」「四季惣敘」の位置付け——その製作年代と利用對象者層を中心として」『桃の會論集』6，161-175 頁
- 2018：「吉儀中是否有“三幅書”？——從通婚書說起」『中國古代法律文獻研究』12，368-382 頁
- 2019：「敦煌的「獻物狀」、「送物」及「遣物書」析論」『敦煌學』35，19-42 頁
- 2020：「唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化」『續中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』65-87 頁
- 2022a：「P.3864「（擬）刺史書儀」「吊儀」小考——書儀の成書過程の解明を目指して」『敦煌寫本研究年報』16，97-112 頁
- 2022b：「『五杉練若新學備用』卷中に見る應之の書儀編纂態度」『アジア社會文化研究』23，43-59 頁
- 2023：「成尋『參天臺五臺山記』と宋代の手紙文——文書作成や書儀編纂の方法を知る手がかりとして」『敦煌寫本研究年報』17，187-203 頁
- 張小艷 2007：『敦煌書儀語言研究』商務印書館
- 趙和平 1995（初出 1990）：「敦煌寫本書儀略論」，周一良・趙和平『唐五代書儀研究』中國社會科學出版社
- 1997：『表狀箋啓書儀輯校』江蘇古籍出版社
- 2011（初出 1996）：「〈記室備要〉的初步研究」『趙和平敦煌書儀研究』上海古籍出版社，243-255 頁

（作者は廣島大學外國語教育研究センター准教授）